

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                             | 変 更 内 容                                      | 専決処分年月日         |
|-------------------------------------|--|-----------------|
| 令和 2 年度盛岡市防災行政無線<br>（同報系）整備工事（その 2） | 契約金額「 273,680,000円」を<br>「 269,905,900円」に改める。 | 令和 4 年 1 月 24 日 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書


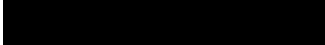
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 27 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 2,200円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 11 月 19 日、盛岡市東桜山地内において、市道新庄水道橋線から隣接する駐車場に自動車で乗り入れた際、破損したグレーチングに車輪を乗り上げ、車両を損傷したことによる。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 27 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 9,212円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 12 月 7 日、盛岡市上厨川字幅地内において、市道土淵上厨川線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 27 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 盛岡市名須川町 9 番 5 号  
氏名 株式会社トヨタレンタリース岩手 代表取締役 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金68,817円也
- 3 損害賠償の原因

地域おこし協力隊員が令和 4 年 1 月 26 日より産前産後休暇及び育児休業を取得するため、1 年間活動を中断することに伴い、公務に使用する軽四輪自動車の賃貸借契約（長期継続契約）を解約したことによる。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 1 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 東京都台東区寿二丁目 1 番13号  
氏名 アクサ損害保険株式会社  
統括部傷害サービスセンター XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 247,681円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 10 月 27 日、盛岡市永井 28 地割地内において、市道下永井線を自動車で走行中、道路上の穴ばこに車輪を落とし、頸椎を捻挫したことによる。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 1 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金55,440円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 2 月 8 日、盛岡市本町通一丁目地内において、市道内丸三ツ割五丁目 1 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 1 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金89,242円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 2 月 8 日、盛岡市本町通一丁目地内において、市道内丸三ツ割五丁目 1 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落として車両を損傷し、休業したことによる。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                  | 変 更 内 容                                      | 専決処分年月日        |
|--------------------------|--|----------------|
| 盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（建築主体）工事 | 契約金額「 876, 341, 400円」を「 877, 750, 500円」に改める。 | 令和 4 年 2 月 3 日 |



報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                  | 変 更 内 容                                | 専決処分年月日  |
|--------------------------|--|----------|
| 盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（機械設備）工事 | 契約金額「269,890,500円」を「276,887,600円」に改める。 | 令和4年2月3日 |

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                  | 変 更 内 容                                  | 専決処分年月日        |
|--------------------------|--|----------------|
| 盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修（電気設備）工事 | 契約金額「 267,841,200円」を「 271,415,100円」に改める。 | 令和 4 年 2 月 3 日 |

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                  | 変 更 内 容  | 専決処分年月日        |
|--------------------------|--|----------------|
| 盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（建築主体）工事 | 契約金額「 1, 220, 078, 200 円」を「 1, 224, 245, 000 円」に改める。 | 令和 4 年 2 月 3 日 |

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                  | 変 更 内 容                                  | 専決処分年月日        |
|--------------------------|--|----------------|
| 盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（機械設備）工事 | 契約金額「 223,749,900円」を「 225,418,600円」に改める。 | 令和 4 年 2 月 3 日 |

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                  | 変 更 内 容                                | 専決処分年月日  |
|--------------------------|--|----------|
| 盛岡市立大新小学校校舎大規模改修（電気設備）工事 | 契約金額「227,839,700円」を「230,387,300円」に改める。 | 令和4年2月3日 |

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                  | 変 更 内 容                                  | 専決処分年月日        |
|--------------------------|--|----------------|
| 盛岡市立城西中学校校舎大規模改修（建築主体）工事 | 契約金額「 459,575,600円」を「 465,495,800円」に改める。 | 令和 4 年 2 月 3 日 |

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                  | 変 更 内 容                                | 専決処分年月日  |
|--------------------------|--|----------|
| 盛岡市立城西中学校校舎大規模改修（機械設備）工事 | 契約金額「158,436,300円」を「157,883,000円」に改める。 | 令和4年2月3日 |

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                          | 変 更 内 容                                    | 専決処分年月日        |
|----------------------------------|--|----------------|
| 盛岡市立城南小学校屋内運動場<br>大規模改修等（建築主体）工事 | 契約金額「230,890,000円」を<br>「238,326,000円」に改める。 | 令和 4 年 2 月 3 日 |



報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名                         | 変 更 内 容  | 専決処分年月日        |
|---------------------------------|--|----------------|
| 盛岡市立向中野小学校校舎増築<br>第 3 期（建築主体）工事 | 契約金額「 371, 470, 000円」を<br>「 370, 608, 700円」に改める。 | 令和 4 年 2 月 3 日 |

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

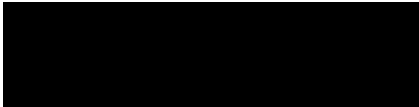
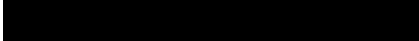
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金25,960円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 1 月 12 日、盛岡市立浜民小学校地内において、除雪作業中、除雪機が駐車場に駐車していた車両に接触し、車両を損傷したことによる。

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

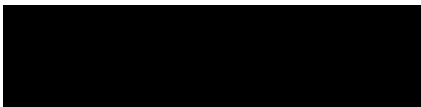
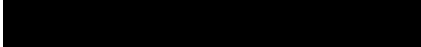
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 7 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金58,925円也
- 3 損害賠償の原因

令和 4 年 1 月 12 日、盛岡市立渋民小学校地内において、除雪作業中、除雪機が駐車場に駐車していた車両に接触し、車両を損傷したことによる。